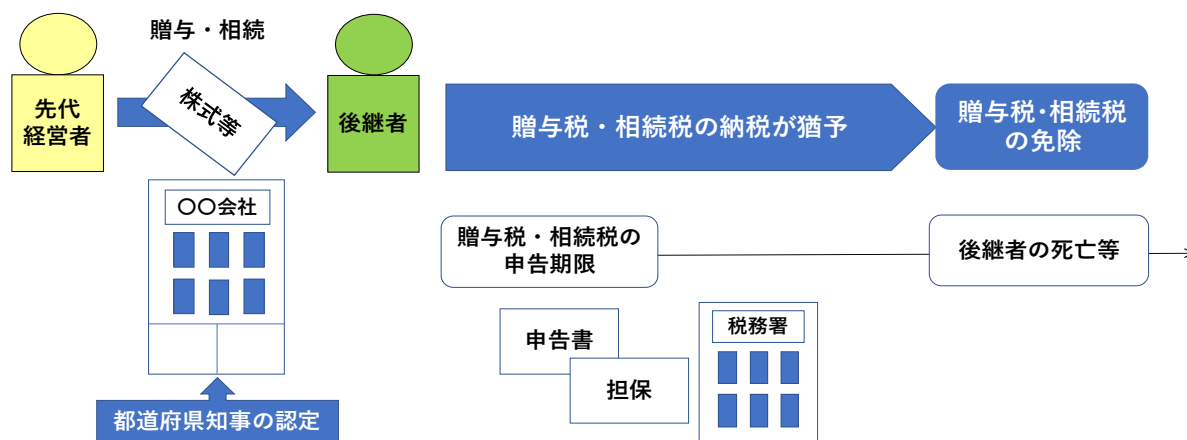


最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。夏がやってきて、そうめんが我が家の食卓にのぼる回数が増えて来ました。皆さまも夏バテにならないよう、しっかり食べてご自愛ください。今回は、「事業承継税制」について税務監査部の小松が担当いたします。

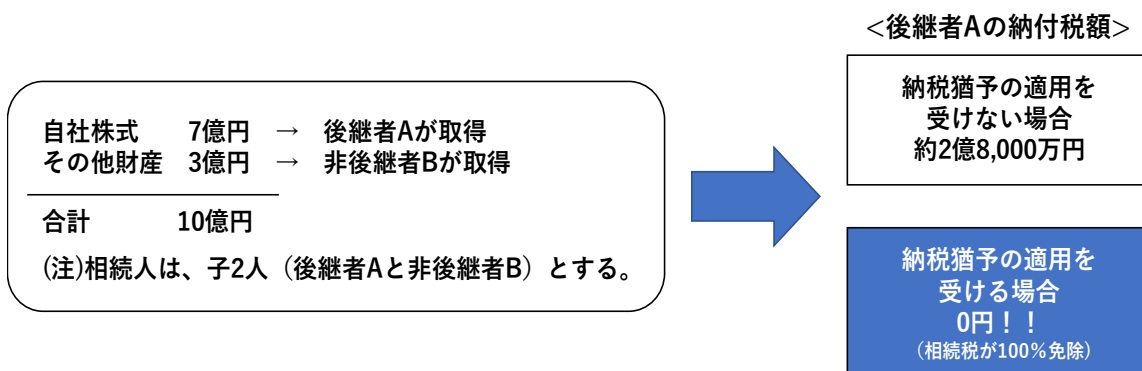
事業承継税制

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



【具体例】

本税制の適用を受けると、次の例のように大きな効果が期待できます。(相続税の場合)



相続税を100%免除してでも、世の中の中小企業に頑張ってもらいたい!という政府の願いが込められた制度なのです。制度の活用を検討されてみてはいかがでしょうか。

【セミナーのご案内】テーマ「税務調査対策セミナー」

【日時】 8月23日(木) 16:00~17:30

【料金】 無料

【場所】 アスモア税理士法人 会議室 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 西棟 10階

税務調査の実態と対処法について、当事務所で対応した実例を踏まえ、ご説明いたします。ぜひご参加ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL: 092-726-2350